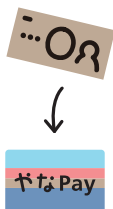


やなPayの特徴

1 電子マネーカードとして使える!!

これまでの「やなぼ」は、ポイントが貯まる機能だけでした。
 これからの「やなPay」は、電子マネーとしても利用できます。
 カードにお金を入れて持つことができます。
 店頭とチャージ機を使って、
 現金をチャージ(入金)することができます。

- ※チャージは1,000円単位です。(一度に45,000円まで)
- ※チャージの上限は50,000円です。
- ※チャージされたお金は返金できません。
- ※電子マネー・ポイントの有効期限は
最終利用日(チャージ・ご利用・残高照会)より3年間です。
- ※現金でのお支払いにも、ポイントがつきます。



2 スマートフォンで入金・お支払い

カードをスマートフォンに登録します。
 お店でアプリを開いて、QRコードを見せるだけでお支払いできます。
 ※スマホでご利用の場合も一度加盟店でカードをお受け取りください。カード発行・チャージ可能店舗は裏面QRより、カード会のサイトをご覧ください。



登録方法

- ① アプリをダウンロード
- ② アカウント(利用者情報)作成
- ③ カード番号の登録

カードをお持ちでない方は加盟店で受け取れます。

3 ポイントが貯まる

これまでの「やなぼ」同様に「やなPay」もポイントが貯まります。

ポイントが貯まる **110円(税込)1ポイント**

さらに、やなPay支払いで+0.3ポイントボーナス付与。

ポイントを使う **1ポイント1円**

やなPayと柳川

やなPay(運営:柳川おもてなしカード会)は、柳川市と地域貢献協定を結んでいます。柳川市のための活動(市が指定する事業)や施設利用を行うと「行政ポイント」が付与されます。

行政ポイント例

- ・このゆびとまれウェルカムポイント(子育て支援施設)
- ・認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練
- ・食育アドバイザー養成講座
- ・文化財火災想定訓練
- ・婚姻おめでとうポイント など

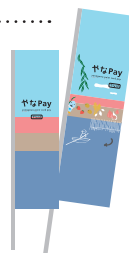


行政ポイント情報

柳川での生活を楽しみながら、
 やなPay行政ポイントを貯めることができます。



市外の方にも「やなPayカード」をお使いいただくことができます。
 柳川でお得にお買い物することができます。
 たくさん遊びに来てくださいね!



カード柄ののぼりが目印です

協同組合 柳川おもてなしカード会

〒832-0045 福岡県柳川市本町118-1

TEL:0944-77-6050

土・日・祝日及び年末年始を除く平日の午前10時~午後4時



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

柳川のカード

やなPay

ご利用ガイド



支払いが
スマートになるね!

カード会に
聞いてみましょ!

どうしたら
いいのかしら?

不安な時は
カード会が
お手伝い
します!!



やなPay 利用約款

第1条(本約款の目的)

本約款は、協同組合柳川おもてなしカード会(以下、「本会」という。)が発行する電子マネーやなPayの会員に提供する加盟店におけるサービスの内容を、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条(用語の定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。

- 「やなPay」とは、本会の発行する電子マネーに関するサービスの総称をいいます。
- 「やなPayカード」とは、本会の発行するカードであり、やなPayの残高等を記録するカードをいいます。
- 「やなPayアプリ」とは、スマートフォン等に専用アプリケーションをインストールし、本会の発行するやなPayカードの裏面にあるカード番号とPIN番号(スクラッチ部分)を利用して、本カードと紐づけすることでやなPayカードの代わりに利用できるやなPayサービスのアプリケーションをいいます。
- 「やなPay電子マネー」とは、本会が発行したやなPayカードまたは、やなPayアプリに記録された、前払式支払手段の方法による金銭的価値を証するものをいいます。前払式支払手段とは、金融庁所管の資金決済に関する法律(平成21年法律第59号、以下「資金決済法」という。)に基づいた仕組みです。
- 「会員」とは、本約款に同意して、本条第2項のカードを付与した個人をいいます。
- 「加盟店」とは、本会の定める「やなPay加盟店規約」に同意し本会に加盟を申し込み、本会が審査のうえ取扱いを承認した法人または個人で、やなPay電子マネーを対価に会員に商品の販売・サービスの提供を行い、その結果として本会に対してやなPay取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいいます。

- 「端末」とは、本会の定める仕様に合致し、やなPayカードまたは、やなPayアプリに対してやなPayの決済処理をすることができる決済端末機をいいます。
- 「チャージ」とは、本会の定める方法でやなPayカードまたは、やなPayアプリにやなPay電子マネーを加算することをいいます。
- 「ポイント」とは、やなPay電子マネーまたは現金またはポイントによる支払金額に応じて付与する、もしくは支払に利用できるポイントのことをいいます。詳しくは、「やなPayポイント規約」をご確認ください。

第3条(やなPayアプリの利用)

- やなPayアプリは、日本の通信キャリアまたはWi-Fiが利用できる端末向けアプリとなります。これ以外の端末でのご利用は原則としてできません。なお、一部やなPayアプリをご利用できない機種端末があります。予めご了承ください。
- 会員が、やなPayアプリに登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録情報に何らかの変更が生じた

場合には、速やかに最新の情報に修正するものとします。

- やなPayアプリに関する一切の権利は、会員に一身専属的に帰属するものとします。やなPayアプリ会員は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。
- やなPayアプリの利用を希望する者は、本会の指定する方法に従い、会員登録を行う必要があります。また、一人の会員が同時に複数のやなPayアプリに登録することはできないものとします。
- 本会の裁量により、会員登録を承認しないことができるものとします。その際、本会は登録不承認の理由についての説明またはその他の義務及び責任を負わないものとします。
- やなPayアプリ会員は、登録時に入力した携帯電話番号やパスワード等の情報を適切に管理し、第三者または正当な権限を持たない者にこれを利用してなりません。また、情報の盗用や不正利用を防ぐための必要な措置を、会員自身が責任をもって行うものとします。
- ログイン時に入力されたパスワードが正確であると認識された場合、その後のログアウトするまでの間に行われる全ての操作は、やなPayアプリ会員が正当な権限を持って行ったものとみなされます。

第4条(加盟店でのやなPayの利用)

- 会員は、各加盟店でやなPay電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、やなPay以外の電子マネー、その他各加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。
- 会員が、各加盟店でやなPay電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、やなPay電子マネー残高から商品等の代金相当額を差し引かれ、やなPay電子マネーの利用が記録されたときに対価の支払がなされたものとします。
- 会員は、各加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、本会の定める方法により、現金その他の支払方法とやなPay電子マネー及びポイントによる支払方法を併用することができるものとします。
- 会員が、各加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるやなPayカードまたは、やなPayアプリの数は1つに限るものとします。
- 会員は、やなPay電子マネーを利用した場合は、発行するレシートに印字されているやなPay残高、またはやなPayアプリに表示されるやなPay残高に、誤りがないかを確認するものとします。万が一、残高に誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該やなPay残高に誤りがないことを了承したものとします。
- 会員がやなPay電子マネーを利用して購入または提供を受ける商品等について、返品、欠陥、契約不適合等の取引上の問題が発生した場合は会員と加盟店の間で解決するものとします。

第5条(やなPayのチャージ)

- やなPayのチャージは、所定の店舗またはチャージ機にてやなPayカードまたは、やなPayアプリを提示することで、現金により1,000円単位で1回45,000円までチャージすることができます。チャージできる所定の店舗及びチャージ機設置場所は、本会のホームページをご確認ください。
- やなPayの入金上限金額は、50,000円です。
- 複数のやなPay残高の合算や、他のやなPayに移行することはできません。

第6条(やなPayが利用できない場合)

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、やなPay電子マネーを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、並びにやなPay電子マネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - やなPay電子マネーを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - やなPayカードまたは、やなPayアプリの破損、またはやなPay電子マネー加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - 保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合
 - その他やむを得ない事情による場合
- 前項各号による、やなPayを利用することができないごとに会員に生じた不利益または損害について本会はその責任を負わないものとします。

第7条(やなPayの拡張しの禁止)

やなPayカードにチャージされた電子マネーについて、理由の如何を問わず、換金及び払戻しをすることができません。

第8条(やなPayの有効期限)

やなPayの有効期限は、最終利用日(チャージ・使用・残高照会)より3年間とします。有効期限を経過したやなPayは、残高の有無その他理由の如何を問わず無効となり、返金、払戻し又は再発行等をすることができません。

第9条(やなPayの残高及び有効期限の確認方法)
残高及び有効期限は、加盟店利用時のレシート及びパソコン、携帯、スマートフォン等からインターネットを通じて残高照会画面にてご確認ください。

第10条(やなPayサービスの利用停止)

本会は、会員が次のいずれかに該当した場合、当該会員に対して事前に通知または催告することなく、やなPayサービスを停止することがあります。

- 会員が本約款に違反したとき
- 会員がやなPayサービスの会員として不相当と本会が判断したとき

第11条(反社会的勢力の排除)

1.会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを本会または加盟店に対して確約し、表明するものとします。

- 暴力団(その団体の構成員(その団体の構

成団体の構成員を含む。))が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

- 暴力団員(暴力団の構成員)
- 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与するもの)
- 暴力団関係企業・団体(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業・団体、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業・団体で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持または運営に積極的に協力しもしくは関与する企業・団体または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用して暴力団の維持もしくは運営に協力している企業・団体)

- 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、もしくは暴力団との資金のつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- その他前各号に準ずるもの、及び前各号の共生者

2.本会または加盟店は、会員が本条第1項に定める事項に違反した場合、もしくは違反しているおそれがあると本会または加盟店が判断した場合、会員に何ら催告をせず直ちにやなPayの利用を停止することができるものとし、当該やなPay残高は失効するものとします。併せて本会または加盟店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を会員に対し請求できるものとします。

第12条(やなPayの終了)

本会または加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他本会または加盟店の都合により、事前に告知のうえ、やなPayカードまたは、やなPayアプリ等の発行または利用を終了する場合があります。

第13条

(やなPayカードの紛失または汚損、破損時の再発行等)

- 紛失または汚損、破損によりやなPayカードが利用できない場合は、本会の審査及び判断により本会にて再発行します。その際、会員がカード裏面のメモ欄に自身の氏名を記入したカード全体の画像を保存したものを提示できる場合に限り、本人確認書類をもって本人と認め、やなPay電子マネー残高及びポイント残高を再発行後のカードに引き継ぐものとします。
- 本会及び加盟店は、紛失等により生じた会員

への損害について、一切責任を負わないものとします。また、やなPayを第三者が利用した場合も同様とします。

3.本会及び加盟店は、紛失等によりやなPayカード内の電子マネー等残高が有効期限を過ぎたとしても、一切責任を負わないものとします。

第14条(やなPayカードの安全管理及び不正利用等への対応)

- 会員は、やなPayカードを注意をもって保管し、本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。
- 会員が、やなPayカードを紛失、盗難等により、他人に本カードが使用された利用金額は、いかなる場合も本会は負担しないものとします。
- 会員が、やなPayカードを偽造されたことにより、他人に本カードが使用された利用金額は、いかなる場合も本会は負担しないものとします。
- 会員は、やなPayカードを紛失または盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合または本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに本会まで届け出るものとします。
- 本会がやなPayカードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、本会は、本カードの利用を停止することがあります。
- 本会は、会員に対し、やなPayカードの紛失、盗難または不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、会員は当該求めに協力するものとします。

第15条(業務委託)

本会は、本約款に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

第16条(損害賠償)

- 本会の責めに帰すべき事由により会員が損害を被った場合、本会の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において会員が保有するやなPay利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び過失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、本会に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 会員は、本約款に違反したことにより本会、加盟店、他の会員またはそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第17条(約款及びやなPayサービスの変更)

本会は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することができるものとします。変更後の約款及びやなPayサービスの内容を本会のホームページにて告知し、告知の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第18条(準拠法及び裁判管轄)

1.本約款に関する準拠法は、すべて日本国法と

します。

2.会員と本会の間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴願に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所もしくは地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(ご相談窓口と残高照会画面)

やなPayサービスに関するご質問またはご相談は、本会のホームページをご参照いただくか、本リーフレット裏面お問合先までご連絡ください。

附則
この約款は、令和6年6月1日から施行する。
令和6年6月1制定　代金決済に使用できない商品
切手、印紙、はがき、商品券、チケット類、回数券、乗車券、プリペイドカード等の金券類／電子マネー等へのチャージ／ゆうパック等の配送料／地域指定ごみ袋、ごみ処理券類／公共料金、納税、法定費用等の料金収納(収納代行)／出資・債務の弁済／仕入れ等の事業資金／その他加盟店の定める商品(加盟店にお伺いください)

やなPay ポイント規約

第1条(やなPayポイントの定義)

やなPayポイントとは、協同組合柳川おもてなしカード会(以下「本会」という。)が提供するやなPayの加盟店にて、やなPay電子マネーまたは現金またはポイントで買入物した際等に付与されるポイント、及び自治体が提供する住民サービスや各種施策によって付与されるポイントのことをいいます。

第2条(ポイントの利用)

- 会員は本規約を承認の上、やなPay加盟店もしくは本会が認めた施設等でご利用いただけます。加盟店において商品あるいはサービスの提供等を受け、やなPayカードまたは、やなPayアプリを提示することにより、原則としてお買上げ金額110円(税込)毎に1ポイント付与するものとします。
- 会員はいつでもやなPayカードまたは、やなPayアプリに蓄積されたポイント数に応じて、1ポイント1円相当として加盟店等にて商品の購入あるいはサービスの提供等を受けることができます。
- やなPayカードまたは、やなPayアプリに蓄積されたポイント数と現金との引き換えはできないものとします。
- ポイントの有効期限は、最終利用日(ポイント付与・使用・残高照会)より3年間とします。有効期限を経過したポイントは、残高の有無その他理由の如何を問わず無効となります。

第3条(規約の変更)

本会は、民法第548条の4に基づき、本規約を変更することができるものとします。変更後の規約の内容を本会のホームページにて告知し、告知の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附則

この規約は、令和6年6月1日から施行する。